

令和4年 第10回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和4年12月26日(月) 15時00分から16時00分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	○
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	買受適格証明願について
日程第4	農業経営基盤強化促進事業について
日程第5	農用地利用配分計画(案)について
日程第6	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、2名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第10回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「3番岡村宏一委員」と「4番森山松年委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今回は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は■■■■■■地内の田1筆で面積は1,153㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■■にお住まいです。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましては、お手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は高齢により農業経営が難しくなってきたため、譲受人の息子夫婦に「農業経営を段階的に譲っていきたい」と考え、今回の申請に至りました。農地を耕作のための農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■の■■■■■■から■■■■■■に向かう区間の■■■■■■■■■■に隣接し、■■■■■■■■から西に200mの位置にあります。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。申請地の現況につきましては以上です。

続いて、譲受人の耕作状況についてご確認いただきます。今回の譲受人の経営農地は、譲渡人である両親と農業経営を行っているため、譲渡人の経営農地を含めています。経営農地は■■■■内に81筆あり、総面積は50,479㎡ございます。■■■■内の農地については、■■■■農業委員会事務局へ農業経営状況を照会し、農業経営状況調査書により問題ないことを確認しました。

また、現地については、事務局において耕作されていることを確認しています。

以上で、譲受人の耕作地の説明は終了です。

最後に農地法第3条第2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可についての審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は、面積要件です。権利取得後の経営農地面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。下限面積要件については、農地法において「権利を取得する者またはその世帯員等が耕作等する面積」とあることから、先ほどもご説明した通り、農業経営を一つにする譲渡人の経営面積を含めています。そのため、総面積は50,479㎡となります。

3点目は、農作業常時従事要件です。こちらは、譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、■■■■さんが60日、■■■さんが150日ということですが、農地法において「権利を取得する者またはその世帯員等が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること」とあることから、■■■さんの世帯員である■■■さんが150日以上農業に従事しているため、問題はないと考えます。

4点目は、農業生産法人の要件についてですが、今回は該当ございません。

5点目は、地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上5点の観点から、農地法第3条第2項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

ご審議願います。

(■番■■委員)

先ほど折原会長、■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」と

してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

〈全員挙手〉

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第24号「買受適格証明願について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

初めに、買受適格証明願についての説明をいたします。買受適格証明願とは、農地の競売や公売に参加するときに必要な証明であり、農地を取得できない者が最高買受人になるのを未然に防ぐため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する役割があります。

今回は、宮代町で差押財産の公売があり、3条許可を目的とする買受適格証明願が提出されましたので、農地を農地として耕作していくこととなります。証明書発行後、申請人が最高価格買受人として農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、事務処理の迅速化を図るため、今回の証明内容と異ならないと確認されれば、総会での審議はせずに許可書を発行する流れとなります。

それでは、申請内容についてご説明いたします。申請者は現在、主に■■■地内で営農しています。申請地は■■■■■■■■■■の田1筆で面積は144㎡でございます。自身が耕作している水田と一体的に現在も管理耕作中です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■から南へ300メートル、■■■から西へ300メートル程の場所に位置するこちらの土地です。公図で見ますと、このような形となります。青く囲んだ土地が申請者の所有地です。現況写真はこちらです。農地取得後は水稻の作付けを予定しています。

申請地の現況につきましては以上です。次に、申請者の耕作状況についてです。今回の申請者の経営農地は宮代町内に30筆あり、総面積は12,036㎡ございます。事前に事務局で農地を全て回り現況に問題ないことを確認しておりますが、皆さまにも耕作状況を確認頂きたいと思っております。

〈耕作地の説明〉

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、証明願の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的

に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は12,180㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として年300日、妻が150日、子が100日従事と確認しています。

4点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法3条2項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

ご審議願います。

(■番■■■委員)

先ほど折原会長、■■■委員、事務局とで現地を確認して参りました。特に障害になるような問題はないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

申請人と面識がありますが、常識があり、信用のある人物だと認識しております。農地を買受けるものとして問題はないかと思えます。

(会長)

他にご意見ないようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第25号「農業経営基盤強化促進事業について」

を上程いたします。今月は確認すべき案件が 34 件ございます。審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議させていただきたいと思いを。また、案件の中に本日出席いただいている農業委員に係る案件がございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第 11 条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際はご退席いただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思いを。

それ以外の審議は該当する案件の説明終了後、まとめて審議願いを。それでは事務局説明願いを。

(事務局)

本案件は、「農業経営基盤強化促進法」に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権を設定するものです。今月は新規の案件が 22 件、更新の案件が 12 件ございます。新規の案件は、スクリーンに農地の位置を写しますが、更新の案件につきましては、議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に係る案件から説明に入りますので、■■委員退席願いを。

それでは、■■委員に係る案件からご説明いたします。

まず、9 番、10 番、11 番については、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■にある田及び畑全 12 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■■■さんで、現在の耕作面積は 586.47a、9 番、10 番、11 番で設定する利用権の面積は合計 4,027 m²です。設定する利用権の種類は全て「使用貸借」で、期間は 9 番及び 10 番が令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年間、11 番が令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

12 番については、■■■■■■■■■■にある田及び畑全 4 筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■■■さんです。設定する利用権の面積は、3,128 m²となります。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間です。■■委員に係る案件の説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは、■■委員の案件についてご審議願いを。

(会長)

ご意見ないようでございます。この件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。■■■委員お戻りください。

(会長)

続いて、23番から25番までが■■■委員に係る案件になりますので、■■■委員退席願います。

(事務局)

23番から25番までの■■■委員に係る案件は、更新案件になりますので、議案書を確認いただきご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

この件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。■■■委員お戻りください。

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。続きまして、新規案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、新規案件についてご説明いたします。1番については、■■■にある畑全8筆です。権利の設定を受ける者は■■■さんで、現在の耕作面積は105.40a、今回利用権を設定する面積は、合計1,898㎡です。設定する利用権の種類は「賃貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間です。

2番については、■■■にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■さんで、現在の耕作面積が73.57a、今回利用権を設定する面積は459㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

3番、4番、5番、6番、7番については、■■■にある田全13筆です。権利の設定を受ける者は■■■さんで、現在の耕作面積が158.29a、今回利用権を設定する面積は合計16,334㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

8番については、■■■■■■■■■にある田全3筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■さんで、現在の耕作面積が368.36a、今回利用権を設定する面積は1290㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間です。

13番、14番、15番については、■■■■■■■■■■■にある田畑合わせて全5筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■■で、現在の耕作面積が738.12a、今回利用権を設定する面積は合計3,310㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間です。

16番については、■■■■■■■■■にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■■■■■で、利用権を設定する面積は932㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間です。

17番については■■■■■にある畑1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■さんです。設定する利用権の面積は、1,302㎡となります。設定する利用権の種類は「賃貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

18番については、■■■■■にある田1筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■さんで、現在の耕作面積が158.47a、今回利用権を設定する面積は965㎡です。設定する利用権の種類は「使用貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。なお、本案件の農地については、先月実施いたしました、農業委員の皆さま並びに農地利用最適化推進委員の皆さまによる「遊休農地解消活動」を実施した農地でございます。

19番については、■■■■■にある田2筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■さんで、現在の耕作面積が217.62a、今回利用権を設定する面積は3,081㎡です。設定する利用権の種類は「賃貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年間です。

20番、21番、22番については、■■■■■・■■■■■にある田全11筆です。権利の設定を受ける者は■■■■■さんで、利用権を設定する面積は合計10,556㎡です。設定する利用権の種類は「賃貸借」で、期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは、1番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

1 番に關しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、2 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

2 番に關しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

8 番に關しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、8 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

8 番に關しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、13番、14番、15番、16番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

13番、14番、15番、16番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、17番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

17番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、18番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

18番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、19番、20番、21番、22番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

20番、21番、22番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の

方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、更新案件に移ります。更新案件につきましては議案書の読み上げ等は省略させていただきます。

(会長)

それでは、26 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

26 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、27 番、28 番、29 番、30 番、32 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

27 番、28 番、29 番、30 番、32 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、31 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

31 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、33 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

33 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、34 番についてご審議願います。

(会長)

ご意見ないようでございます。

34 番に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第 5・議案第 26 号「農用地利用配分計画（案）について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、「農用地利用配分計画（案）」につきまして、説明させていただきます。

今回の案件については、「農地中間管理事業」を利用した農地の貸借手続の一環でご審議いただくものとなっております。

2012 年度（平成 24 年度）から新たな農地の貸借の仕組みとして「農地中間管理事業」が導入され、各都道府県に「農地中間管理機構」が設置され、埼玉県では「公益社団法人埼玉県農林公社」が埼玉県知事から指定されております。国の構想では、将来的に担い手の方へ全耕作地の 8 割を集積していくこととしております。

この農地中間管理事業の仕組みについては、簡単に申し上げますと、「農地の出し手から機構が農地を預かって、まとまった形で受け手となる農家へ貸し出す」という、いわゆる“転貸”によって農地を集積していく手法となっております。

具体的な事務手続については、機構が農地を受け入れる際に、まず、農地の出し手（農地の所有者）と機構（埼玉県農林公社）との間で「利用権設定等申出」を行い、農業委員会の決定を経て、町が「農用地利用集積計画」の公告を行うことで、機構が「農地中間管理権」を取得します。

次に、町が「農用地利用配分計画（案）」を作成し、農業委員会での審議を経て、農林公社が「農用地利用配分計画」を決定し、県知事によって認可されるという仕組みとなっております。

本日審議していただく「農用地利用配分計画（案）」に記載されております、全74筆の農地（合計 36,202.19 m²）につきましては、■■■■■■■■■■が当町において農業参入する際に、大字■■■■及び大字■■■■地内の農地に関し、農地中間管理事業を利用して農地を借り受けた農地でございます。

■■■■■■■■■■では全国でおよそ1,400店舗の居酒屋を経営しておりますが、新型コロナの影響などによって本業の飲食業が経営不振に陥っており、大幅な業務見直し・事業縮小の一環として、特に農業事業を展開する子会社「■■■■■■■■■■」事業の撤退が本社で決定され、山梨県忍野村や兵庫県姫路市からは既に事業撤退しており、当町からも撤退することとなりました。

■■■■■■■■■■では、当町で借り受けている農地をはじめ、パイプハウスなどの栽培用施設等をそのまま引き継いでくれる法人を探していたところ、埼玉県内を中心に冠婚・葬祭互助会事業を展開しております、さいたま市大宮区の「■■■■■■■■■■」が■■■■■■■■■■の経営基盤を引き継ぐ形での農業参入を希望したい旨の意向があり、埼玉県春日部農林振興センターや埼玉県農林公社、町産業観光課を交えて幾度か打合せを行ってまいりました。

その後、■■■■■■■■■■では、社内での合意形成や参入形態等の検討を行った結果、上尾市に拠点がある関連子会社「■■■■■■■■■■」が農業参入することとなりました。

■■■■■■■■■■では、およそ20万人近くいる互助会の会員向けの農業体験事業を事業計画に掲げております。将来的には、子供たちへの食育事業や収穫体験等の観光農園事業を実施していきたいとのことです。

また、先ほどご説明しましたが、■■■■■■■■■■では■■■■■■■■■■が有していたパイプハウス等の栽培施設をはじめ、トラクターなどの農業機械も引き継ぐとともに、■■■■■■■■■■の元従業員を現地スタッフとして再雇用し、スムーズな事業継承を図っていくとのことでございます。

説明が長くなりましたが、農地中間管理機構が農地の転貸を行う際には、「町が農地の利用配分計画案を作成し、農業委員会に意見を求める必要がある」ことから、本日、議案として挙げさせていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご審議願います。

(■番■■委員)

■■■■■■■■■■が耕作していた農地の面積はどれぐらいになるのでしょうか。また、観光農業を経営していきたいと説明の中にありましたが、取得する農地は町内各地に散らばっていると思います。その点は観光農業の経営において影響はしないのでしょうか。

(事務局)

農地の面積についてはすべて合わせると 36,202.19 m²になります。また、収穫した農作物はすべて自社グループの居酒屋店舗で消費していました。

観光農業の経営についてはあくまで事業の一部でメインは■■■■■■■■■■から引き継いだハウス施設を用いての農作物の生産販売になります。

(会長)

他にご意見ないようございます。

この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「原案の通り」とすることといたします。

(事務局)

今月は各種届出の締め日が 12 月 12 日となっております。12 日までに、4 条届出はなく、5 条届出が 9 件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(事務局)

だいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。

ご了承ください。

以上をもちまして、令和4年第10回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年2月24日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____